

提出期限 退職した翌日から  
20日以内（健保必着）

# 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

（本書には、必ず「控」としてコピーを添付してください）

- ・ 下記事項を了承のうえ任意継続被保険者資格の取得申請をします。
  - ① 保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、事前連絡等なく自動的に資格喪失すること。
  - ② 資格喪失した場合は、被保険者証の返納義務にもとづき7日以内に被保険者証を健康保険組合へ返却すること。

記号	番号				
6 0 0 0					

正 控

資格喪失予定年月日	納付期日	証返年月日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

※太線内のみ楷書で明確に記入のこと

申請者	氏名		性別	生年月日		事業 所在 籍時 の 記録	記号	番号	資格取得年月日	資格喪失年月日		
	フリガナ		男 女	昭 平	年 月 日				昭・平・令 年 月 日	令和 年 月 日		
住所	〒 ー TEL 自宅 ( ) / 携帯 ( )					事業 所 の 所在地						
被 扶 養 者 届 ( 増 )	氏名		性別	生年月日		続柄	同居区分	保 険 給 付 ( 還 付 ) 金 払 渡 銀 行				
	フリガナ		男 女	昭 平	令 年 月 日		同居 別居	この口座は保険給付金が発生した場合に、当組合から振込む為の口座ですので、被保険者本人名義のものをご記入ください。（保険料の自動振替の申請ではありません。自動振替をご希望の方は、別途お申し込みが必要です。）				
	フリガナ		男 女	昭 平	令 年 月 日		同居 別居	銀行名	銀行 信用金庫 組合			支店
	フリガナ		男 女	昭 平	令 年 月 日		同居 別居	預金種目	普通・当座・貯蓄			口座番号
	フリガナ		男 女	昭 平	令 年 月 日		同居 別居	名義人	フリガナ			

**(注意)**

1. 被扶養者の届出は、現在被扶養者認定されている（被保険者証が交付されている）方で、今回も被扶養者として申請する方のみご記入ください。  
ご記入がない場合は、被扶養者認定されません。
2. 申請書が当組合に到着後1週間以内に、必要書類を申請書の住所に発送いたします。  
この期間不在の方は、事前に当組合 適用課までご連絡ください。

受付日付印

【連絡先】 三井健康保険組合 適用課 TEL 03-3243-1404

# 任意継続の資格取得申請にあたって

2021.10

任意継続の資格取得にあたり、下記事項についてご確認のうえ申請してください。

取得要件 と 申請手続き	取得要件は、下記①②を満たしていることです。 ① 退職日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があること ② 「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書」（以下、「申請書」）を、退職日の翌日から20日以内に三井健保組合へ到着（必着）するよう提出すること 「申請書」に在職時の被保険者証を添付して、（返納済の場合は申請書のみ）上記②の期限までに三井健保へ到着（必着）するようご提出ください。 ※ 期限を過ぎてからの申請受付はできませんのでご注意ください。
加入期間	退職した日の翌日から最長2年間です。
月々の 保険料	退職時の標準報酬月額または三井健保の平均標準報酬月額のいずれか低い方により、算出します。保険料は在職中の会社負担分も含めて全額自己負担となり、納付も各自の責任で行うこととなります。 また40歳以上65歳未満の方は、介護保険料も全額自己負担となります。
保険料 納付方法	下記①～③からご選択ください。 なお、いずれの方法も初回分はご自身で振込みしていただく必要があります。 ① 納付書やATM等を利用して1ヶ月分ずつ振込む ② 預金口座自動振替制度を利用して納付する ③ 6ヶ月分または1年分を一括して前納する ※ ②・③をご希望の方は、初回分をお振込み後、別途お申込みが必要です。 詳細は、任意継続申請後にお送りする書類をご確認ください。
納付期日	毎月10日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）までです。 ※ 加入時の初回保険料の期日については、三井健保の指定日となります。
資格を喪失 するとき	一度加入されますと、下記の事由以外では喪失できません。 ■ 任意継続被保険者となった日から2年を経過（期間満了）したとき ■ 任意継続被保険者が死亡したとき ■ <u>保険料を納付期日までに納めなかったとき</u> ■ 再就職等により、健康保険の被保険者となったとき ■ 任意継続被保険者が75歳に達したとき
国民健康保険 との比較	国民健康保険と任意継続保険は、保険料の算出方法が異なります。 任意継続申請手続きの前には、国民健康保険の保険料をご確認することを、おすすめします。（金額については、お住まいの市区町村役所にお問い合わせ下さい） ※ 平成22年4月より非自発的の失業者に対する国民健康保険料(税)軽減措置が実施されております。詳細はお住まいの市区町村役所にお問い合わせ下さい。